

三豊市次期ごみ処理方式に関する意向調査要領（案）

募集期間

平成 22 年 12 月 6 日（月）～平成 23 年 1 月 11 日（火）

平成 22 年 12 月

香川県三豊市

## 三豊市次期ごみ処理方式に関する意向調査について

三豊市では、合併から3年目を迎えた平成20年12月に、平成21年度を初年度とし平成30年度までの向う10年間の施策の大綱をとりまとめた「三豊市新総合計画」を策定いたしました。

三豊市の次期ごみ処理システムについては、平成25年3月31日に土地の使用期限を迎える三觀広域クリーンセンターの実情を踏まえ、新しいごみ処理体制に移行することを前提に、この三豊市新総合計画に位置づけをしております。

その基本となる考え方は、山間部、平野部、海岸部、島嶼部など、豊かで変化に富んだ三豊市の自然は、市民共有のかけがえのない財産であり誇りとすべきものであって、この財産は、子供たちのために守り育てることが本市のまちづくりにおいて絶対的に優先されるべきであるということあります。

既にごみ処理においては、この考え方を原点に、ごみを、次世代の貴重な資源でもある化石燃料によって力強く焼却するのではなく、最大限に資源化して利用することを次期ごみ処理方式の考え方として提案させていただき、平成20年10月から「ごみの18分別処理」を取り組んでいるところであります。

本年9月21日、三豊市議会に対し、「三豊市におけるごみ処理の基本的な考え方」を提案させていただきました。これは、これまでの研究・検討と、それによって得られた貴重なデータに裏づけされた「ごみはすべて資源である」という考え方を原点に、ごみを処理するという視点ではなく、「新しい産業と雇用機会の創出」という視点を持ち、資源として循環させるという新しい理念と、最も合理的に処理するというコストの両面から総合的に検討し、市民の皆様との合意形成を図るというご提案であります。

事業展開の基本的な考え方は、「家庭から出される燃えるごみはバイオマスである」と捉え、「バイオマстаウン構想」により、これをエネルギーとして循環させる方式によって資源化するもので、条件は、臭気対策の徹底、処理水発生の抑制、市財政の中長期的見通しに影響を与えない処理コストを基本としております。

また、実現化の手法は、「技術は民にある」ことを前提に、三豊市の理想を実現できる民間企業の技術や資金の可能性を探り、その取り組みを支援することにより民間活力を最大限に導入し、地域産業の育成・振興を図ることとしております。

そのような手順を踏まえ、今回、三豊市が計画している一般廃棄物処理施設（以下「本事業」という。）の検討の一環として、本市の考え方、要求事項等を踏まえた上で、現時点における民間企業様の参加意思の確認調査（以下「本調査」という。）を行うものであります。

本調査は、公募形式により、応募要件を満たし、本事業への参加意思を持つ民間企業様の有無を確認するもので、別に示す「三豊市一般廃棄物処理施設整備事業参加意思確認書」の提出によって実施いたします。

どうか多数の皆様方にご提案いただくようお願い申し上げます。

平成22年12月6日

三豊市長 横山忠始

## 調査概要

### 1) 調査事業名

三豊市一般廃棄物処理施設整備事業参加意思確認調査

### 2) 調査内容

三豊市が計画している一般廃棄物処理施設整備事業に係るプラント建設工事及び同施設の長期包括的管理運営業務について、本市の基本方針及び要求事項等を満足し、現時点における参加意欲を確認する調査である。

- ① 三豊市一般廃棄物処理施設整備事業参加意思確認書の提出（技術提案書添付）
- ② ヒアリングの実施

### 3) 調査期限

平成 23 年 1 月 11 日

### 4) 調査スケジュール（概要）

平成 22 年 12 月 6 日	調査業務開始の告示
平成 23 年 1 月 11 日	参加意思確認書の提出期限
平成 23 年 1 月 14 日	ヒアリング実施
平成 23 年 1 月 21 日	ヒアリング結果の公表

## 応募要件

参加意思確認書の提出者は、次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

### 1) 基本要件

- ① 参加意思確認書の提出期限までに、指名停止処分を受けていないこと。
- ② 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定がなされた者は除く。）でないこと。

### 2) 技術提案に関する基本的方針

#### ① ごみの資源化

ごみはすべて資源であるという考え方の下、最大限資源化が図られ、産業振興と雇用の創出を具体化したものであること。

#### ② ごみの分別・収集

現行の 18 分別と収集体制を踏まえたものであること。

#### ③ 処理水対策

処理水の発生を抑制し、施設敷地外に極力放流しないものであること。（雨水についても問題としない。）

#### ④ 臭気対策

抜本的な臭気対策を実施し、外部への影響を可能な限り軽減すること。

#### ⑤ 環境負荷の軽減

一般廃棄物の処理によって発生すると考えられる環境への影響を可能な限り軽減すること。

#### ⑥ 民間活力の活用

施設の長期包括的な管理運営も含め、民間企業の技術・ノウハウを最大限活用し、

市財政の中長期的見通しに影響を与えないものであること。

⑦ 処理によって得られた物質の使途等

一般廃棄物の処理によって得られた物質の使途の将来性が安定していること。

3) 技術提案に関する要求事項

- ① 三豊市新総合計画に基づくこと
- ② 三豊市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書に基づくこと
- ③ 三豊市バイオマスマウン構想に基づくこと
- ④ 三豊市の産業振興と雇用の創出が図られること
- ⑤ 可能な限り処理水の地区外放流を抑制すること
- ⑥ 抜本的な臭気対策を行うこと
- ⑦ 循環型社会の形成に寄与すること
- ⑧ 安全・安心が図られたシステムであること
- ⑨ 安定した施設運営を確保する体制であること
- ⑩ 長期包括的運営事業を担うことが可能であること。
- ⑪ 事業着手から開始に至るまでのプロセス（スケジュール）が妥当であること。
- ⑫ 事業用地の規模（面積）が妥当であること。

4) 質疑・回答

本告示に係る質疑・回答は、次のとおり実施する。

① 質疑

告示の日から平成 22 年 12 月 9 日（木）午後 5 時まで

② 質疑の方法

質疑書に記載し、メールにて下記部局に提出する。その他の方法による質疑は認めない。

三豊市政策部バイオマスマウン推進室

[biomass@city.mitoyo.kagawa.jp](mailto:biomass@city.mitoyo.kagawa.jp)

③ 回答

平成 22 年 12 月 16 日（木）午後 5 時までに行う。

④ 回答の方法

三豊市ホームページに公開する。

5) ヒアリング

- ① 開催日 平成 23 年 1 月 14 日（金）
- ② 開催場所 三豊市役所会議室
- ③ 方法 パワーポイントに編集して行う。
- ④ 所要時間 技術提案書 1 件につき 30 分以内で行う。
- ⑤ 質疑応答 15 分程度とする。
- ⑥ 使用資料
  - ・技術提案書のコピー
  - ・パワーポイントのコピー（カラー版）
  - ・会社概要を説明する資料
- ⑦ その他 提案に要した費用は、提案者の負担とする。

- ・提出された書類は、返却しない。
- ・提出された書類は、非公開とする。

### 3. 評価方法

提案された技術提案書は、市長が任命した者によって構成する評価委員会においてプレゼンテーションを実施し、評価を行う。

#### (1) 評価委員

別に要綱を定め、市長が任命する。

#### (2) 評価の基準

別に定める。

#### (3) 技術評価点

100点満点とし、60点以上を技術合格点とする。なお、60点以上の合格点を得た提案が複数ある場合は、得点の最も高い提案を採用する。また、同点の場合には、評価委員会が採用する提案を決定する。

#### (4) 評価委員会が採用を決定した提案の取り扱い

評価の結果、本市の基本方針及び要求事項等を満足し、技術合格点に達し、かつ最高得点を得た提案については、評価委員会が、三豊市の次期一般廃棄物処理施設の「方式」の案として、市長に推薦する。

#### (5) 評価結果の発表

後日、文書により全ての提案者に結果を通知する。

### 4. 失格

- (1) 定められた期限内に応募書類の提出が行われなかつたとき。(郵送の場合における郵便事情等による遅れは一切考慮しない。)
- (2) 提出された応募書類に虚偽等があるとき。
- (3) 事前に、評価結果に影響を与えるような工作をしたことが認められるとき。

### 5. 手続き等

#### (1) 担当部局

〒767-8585

香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地

三豊市政策部バイオマスマウン推進室

TEL：0875-73-3028

E-mail：[biomass@city.mitoyo.kagawa.jp](mailto:biomass@city.mitoyo.kagawa.jp)

#### (2) 参加意思確認書の提出期限

平成23年1月11日(火)午後5時

#### (3) 参加意思確認書の提出場所及び方法

提出場所：担当部局

提出物：参加意思確認書 1部

技術提案書 1部

技術提案書のコピー 11部

パワーポイント（自由様式）のコピー（カラー版） A4版 11部

会社概要（自由様式） 原則として A4版 11部

提出方法：持参若しくは郵送（郵送の場合は、提出期限当日の消印を有効とする。）

### 3. 添付資料

#### (1) 電子データで添付するもの

- ① ごみ組成結果
- ② ごみ成分分析結果
- ③ 三豊市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- ④ 三豊市バイオマстаун構想

#### (2) 閲覧によるもの

- ① 三豊市新総合計画

以上

三豊市一般廃棄物処理施設整備事業参加意思確認調査評価委員会設置要綱（案）  
(設置)

第1条 三豊市一般廃棄物処理施設整備事業に係るプラント建設工事及び同施設の長期包括的管理運営業務について、本市の基本方針及び要求事項等を満足し、現時点における参加意欲を確認する調査を実施するに当たり、必要な評価を行うため三豊市一般廃棄物処理施設整備事業参加意思確認調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(評価委員会の事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について審議し、三豊市の次期一般廃棄物処理施設の「方式」の案を決定し、市長に推薦する。

- (1) 評価基準の策定に関すること。
- (2) 技術提案書の評価に関すること。
- (3) プレゼンテーションの評価に関すること。
- (4) 評価結果の公表に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、評価に関し必要な事項

(組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 三豊市議会議員 5名以内
- (2) 三豊市副市長
- (3) 三豊市一般職の職員 3名以内

(委員長等)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が決定した副委員長が職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会は、委員長が召集し議長となる。ただし、最初の評価委員会は市長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の決定は、出席委員の過半数により決するものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 会議の内容は、公表しないものとし、何人もこれを他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、政策部バイオマスマウン推進室において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

ごみ処理方式の経済比較表

			現状	固形燃料化			メタン発酵(湿式)＋焼却	堆肥化＋焼却	
				RDF	RPF（民間委託）				
施設の概要 (排出区分)		可燃ごみ 7,950t/年 不燃ごみ 845.73t/年	可燃ごみ:11,500t/年 規模:42.9t/日	可燃ごみ:11,500t/年 生ごみ:4,700t/年 生ごみ以外3,000t/年 RPF化:3,800t/年	生ごみ:4,700t/年 生ごみ以外3,000t/年、RPF化:3,800t/年 規模:17.5t/日	生ごみ:4,700t/年 生ごみ以外3,000t/年、RPF化:3,800t/年 規模:17.5t/日			
燃やせるごみ	建設費用 (耐用年数: 20年)	建設(千円)	—	3,200,000 RDF施設 RDF処理量=53%×11,500t/年=6,095t/年	—	必要なし バイオトンネル処理量 7,700t/年	1,292,500 メタン発酵施設・堆肥化 排水処理(脱塩)	755,000 メタン発酵処理量 4,700t/年	堆肥化施設 堆肥処理量 4,700t/年
	建設(年/千円)	—	160,000	—	—	64,625	—	37,750	
	施設維持管理費	—	336,400 直営処理費(千円/年)	見 積	154,000 トンネル委託処理(千円/年) 7,700t/年×20千円/年	96,500 直営処理費(千円/年)	見 積	41,400 直営処理費(千円/年)	見 積
	維持管理費 委託処理費	—	24,380 RDF処理委託費(千円/年) 6,095t/年×4千円/t	—	51,300 RPF処理費(千円/年) 3,800t/年×13.5千円/年	51,300 RPF処理費(千円/年)	3,800t/年×13.5千円/年	51,300 RPF処理費(千円/年)	3,800t/年×13.5千円/年
		—	14,950 焼却ごみ処理費(千円/年) 不適物=11,500t/年×5% 処理費575t/年×26千円/t	—	—	93,886 焼却ごみ処理費(千円/年) 3,611t/年×26千円/年	—	84,721 焼却ごみ処理費(千円/年) 3,259t/年×26千円/年	—
各ごみステーション	收集運搬費用	175,718	175,718 現状収集(千円/年)	直営費+委託費	175,718 現状収集(千円/年)	直営費+委託費	194,497 生ごみ新設収集(千円/年) 現状収集×20%	194,497 生ごみ新設収集(千円/年) 現状収集×20%	
可燃・不燃・粗大	中継運搬費用		9,845 (千円/年)		18,159 (千円/年)	18,159 (千円/年)		18,159 (千円/年)	
小計		175,718	721,293		381,018		500,808		409,668
			46.6千円/t (処理施設建設+維持管理費用(t/年))÷可燃ごみ処理量	17.9千円/t (処理施設建設+維持管理費用(t/年))÷可燃ごみ処理量	26.6千円/t (処理施設建設+維持管理費用(t/年))÷可燃ごみ処理量	18.7千円/t (処理施設建設+維持管理費用(t/年))÷可燃ごみ処理量			
リサイクルごみ等	プラスチック容器包装	7,703	—	—	—	—	—	—	—
	紙製容器包装	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142	1,142
	缶 類	16,740	16,740	16,740	16,740	16,740	16,740	16,740	16,740
	びん類	9,164	9,164	9,164	9,164	9,164	9,164	9,164	9,164
	ペットボトル	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	有害ごみ(乾電池等)	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971
	粗大ごみ	10,546	10,546	10,546	10,546	10,546	10,546	10,546	10,546
	三觀広域負担金	286,556	—	—	—	—	—	—	—
1,680t	合 計	512,040	763,356	423,081	—	542,871	—	451,731	

※現況平成21年度決算より

## 基本目標② 『豊かな自然と共生し、環境にやさしいまち』

新エネルギーセンター（仮称）建設事業や一般廃棄物家庭ごみ収集運搬事業、バイオマстаун構想推進事業の実施や、新たに太陽光発電システム設置補助事業の実施により人と環境が調和した循環型社会の構築に取り組みます。

また、し尿処理事業、し尿最終汚泥コンポスト業務委託、浄化槽の整備推進事業、設置整備事業、新規設置推進事業補助により、し尿や生活排水の適正処理を行うとともに、火葬場管理事業、火葬場建設事業に取り組むことにより、生活環境の整備を図ります。

市道維持管理事業、道路橋梁新設改良事業、市管理河川維持事業、臨時地方交付金事業や市営住宅建設事業による生活基盤の整備、離島振興事業による離島航路の確保、コミュニティバス運行事業による公共交通サービスの提供、情報化計画促進事業により交通・通信基盤を整備します。

### 【重点施策】

#### ☆地球を守るぞ三豊が一番

地球温暖化など地球規模での環境対策の必要性が叫ばれる中、「ごみは全て資源である。」という理念の下、本市に最も相応しいごみ処理により、ごみの資源化に取り組むとともに、様々なバイオマスを活用してバイオマстаунを構築することにより、循環型社会の構築に取り組みます。

さらに、三豊市新エネルギービジョンに基づき、住宅用太陽光発電システムへの補助を行うことで、化石燃料代替エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減と、環境保護について意識啓発を図ります。

実施事業名	新エネルギーセンター(仮称) 建設事業					
実施計画書No.	2-2-2					
担当部課名	市民部環境衛生課					
事業概要	本市にふさわしいごみ処理施設を整備し、ごみを資源として活用することにより、地球温暖化の防止を図るとともに、循環型社会を構築します。					
事業費	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	事業費(千円)	一般財源(千円)	事業費(千円)	一般財源(千円)	事業費(千円)	一般財源(千円)
	720,000	679,400	1,325,000	97,700	1,290,000	86,000